

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十六日

総務大臣 新藤 義孝

接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（接続料規則の一部改正）

第一条 接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）の項設備区分の欄を次のように改める。

主配線盤	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
光ケーブル成端架	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
メタルケーブル	加入者側終端装置～ぎ線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間（ぎ線点遠隔收容装置、局設置簡易

加入系光ケーブル	遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を経由しない場合に限る。) に設置するもの き線点遠隔收容装置～加入者交換機間に設置するもの (局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)
加入系電柱	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの (局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)
加入系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの (局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)
加入系中口系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの

加入系共同溝	<p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p> <p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
--------	---

電線共同溝	<p>加入系とう道</p> <p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p> <p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p>
-------	---

自治体管路

情報ボックス

総合デジタル通信局
内回線終端装置

- 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
- 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの
- 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
- 加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
- 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの
- 加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの

	<p>加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔收容装置、局設置簡易遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの</p>
--	--

別表第一の一の表第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動にやるものを除く。）の其中「ただし、中継系光ケーブル」や「中継系光ケーブル」は、

<p>アナログ局内回線収容部</p>	<p>加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間（ただし、き線点遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間（ただし、き線点遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間（ただし、き線点遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間（ただし、き線点遠隔收容装置</p>
<p>アナログ・デジタル回線共通部</p>	<p>加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間（ただし、き線点遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間（ただし、き線点遠隔收容装置</p>

を

又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。)に設置するもの

アナログ局内回線收容部

加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの
加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの
加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔收容装置、局設置簡易遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの

アナログ・デジタル回線共通部

加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの
加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの
加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔收容装置、局設置簡易遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの

局設置簡易遠隔收容

アナログ局内回線收容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及び

装置

アナログ・デジタル回線共通部を除く。

第一種指定加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（ただし、き線点收容装置～加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものに限る。）を收容するもの

ヤ

第一種指定加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（き線点遠隔收容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの並びに局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間に設置するもの）を收容するもの

ロ

き線点遠隔收容装置～加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの

ヤ

き線点遠隔收容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの

ロ

局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間に設置するもの
改める。

別表第一の二の表電力設備の項中「小規模局用電源装置」を
「小規模局用電源装置
に改める。
可搬型発動発電機」

別表第二の一の表加入者交換機の項算定方法の欄1(1)及び(2)中「局設置遠隔收容装置」の次に
「又は局設置簡易遠隔收容装置」を挿入し、同欄2中「局設置遠隔收容装置の帰属先交換機の決定」
を「局設置遠隔收容装置及び局設置簡易遠隔收容装置の帰属先交換機の決定」に改め、同2(1)及び
(2)中「すべての局設置遠隔收容装置」を「全ての局設置遠隔收容装置及び局設置簡易遠隔收容装
置」に改め、同2(3)中「局設置遠隔收容装置～加入者交換機間」の次に「及び局設置簡易遠隔収
容装置～加入者交換機間」を、「加入者交換機の收容回線数を考慮して局設置遠隔收容装置」の次
に「及び局設置簡易遠隔收容装置」を挿入し、同欄4中「すべて」を「全て」に改める。
別表第二の一の表局設置遠隔收容装置の項算定方法の欄2中「すべて」を「全て」に改め、同2
を同欄3とし、同欄1中「遠隔收容装置設置局」を「局設置遠隔收容装置設置局」に改め、同1を
同欄2とし、同2の前に次のように加える。

1 局設置遠隔收容装置の設置基準

局別收容回線数が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局

には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。

ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域 I P 回線（当該光地域 I P 回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。

イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

別表第二の一の表局設置遠隔収容装置の項の次に次のように加える。

局設置簡易遠隔収容装置	1 設備量の算定
	局設置簡易遠隔収容装置のユニット数を 1 とする。
	2 投資額の算定
	次の(1)及び(2)の算定式により、前項の規定に基づき局ごとのユニット数を用

いて求めた局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局の局設置簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。

(1) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額

= (局設置簡易遠隔収容装置ユニット数

×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価

+専用線ユニット単価)

× (局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数

・ (局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数

+局設置簡易遠隔収容装置収容専用回線数))

+局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数

×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価

+局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数

×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価

+回線収容部投資額

(2) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額

	<p>＝局設置簡易遠隔收容装置ユニット数</p> <p>×局設置簡易遠隔收容装置ユニット単価</p> <p>＋局設置簡易遠隔收容装置アナログ電話回線数</p> <p>×局設置簡易遠隔收容装置アナログ電話回線単価</p> <p>＋局設置簡易遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>×局設置簡易遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価</p> <p>＋回線收容部投資額</p>
--	---

別表第二の一の表き線点遠隔收容装置の項算定方法の欄4(1)イ中「低速メタル専用線回線数」を「低速専用線回線数」に改め、同欄5中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表加入者系半固定パス伝送装置の項算定方法の欄1(1)ア中「当該局に帰属する」の次に「局設置簡易遠隔收容装置数及び」を加え、同(1)イ及びウ中「当該局に帰属する」の次に「局設置簡易遠隔收容装置及び」を加え、同1(2)中「当該局に帰属する」の次に「局設置簡易遠隔收容装置及び」を加え、同1(2)中「遠隔收容装置設置局」を「局設置遠隔收容装置設置局又は局設置簡易遠隔收容装置設置局」と改め、同1(3)中「すべての遠隔收容装置設置局」や「全ての局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局」と改め、回

欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表警察消防用回線集約装置の項、主配線盤の項及び光ケーブル成端架の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表伝送装置の項中「遠隔收容装置設置局」を「局設置遠隔收容装置設置局」に改める。

別表第二の一の表中間中継伝送装置の項算定方法の欄を次のように改める。

1 局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属する線点遠隔收容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔收容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架收容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

2 局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置遠隔收容装置設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

(1) 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、多重変換装置 (52M) 及び多重変換装置 (156M) につき、局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもものから2を減じたもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) に、当該局に設置する多重変換装置インタフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架收容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

(2) 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもものから2を減じたもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) に、当該局に帰属する線点遠隔收容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架收容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

3 加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中

継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

(1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

4 中継交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

中継交換機設置局（当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。）ごとに、高

速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、中継交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものをから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

5 投資額の算定

次の算定式により、前4項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。

局ごと中間中継伝送装置投資額

＝中間中継伝送装置架数

× 中間中継伝送装置架・共通部当たり単価

＋ 中間中継伝送装置数

× 中間中継伝送装置単価

別表第二の一の表クロック供給装置の項算定方法の欄1③中「クロスロケット装置増設架数」の

次に「無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」を「①」及び「②」中の「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、「加入者交換機ユニット数」の次に「無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」を「①」及び「②」中の「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、「加入者交換機架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」に改め、「①」及び「②」の順に次のように加える。

- (1) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。

別表第二の一の表クロック供給装置の項算定方法の欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表メタルケーブルの項算定方法の欄1(2)中「又は遠隔収容装置」を「、局設置遠

隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」を「すべて」を「全て」に改め、同欄2(1)及び(3)中「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に改め、同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表加入系光ケーブルの項算定方法の欄1(2)中「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に改め、同欄2(1)中「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に改め、同2(3)中「置き換える」の次に「。」を加え、「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に改め、同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表中継系光ケーブルの項算定方法の欄3中「すべて」を「全て」に改め、同3を同欄4とし、同欄2を同欄3とし、同欄1中「遠隔收容装置設置局」を「局設置遠隔收容装置設置局」に改め、同1を同欄2とし、同2の前に次のように加える。

1 局設置簡易遠隔收容装置設置局へ加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属する線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔收容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。

別表第二の一の表海底光ケーブルの項算定方法の欄1中「遠隔收容装置設置局間、遠隔收容装置

設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置」を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表海底中間中継伝送装置の項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置」を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表無線伝送設備の項設備区分の欄中「無線伝送設備」を「無線伝送装置」に改め、同項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局間」を「区間の両端の局」とし、「無線伝送設備設置量」を「無線伝送装置設置量」に改め、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表無線アンテナの項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置」を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表無線鉄塔の項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置」を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表衛星通信設備の項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局間」を「区間の両端の局」に改め、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表加入系電柱の項、中継系電柱の項、加入系管路の項、中継系管路の項、加入系中口径管路の項、中継系中口径管路の項、加入系共同溝の項、中継系共同溝の項、加入系とう道の項、中継系とう道の項及び電線共同溝の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄1(3)を同1(4)とし、同1(2)中「遠隔收容装置設置局ごと」を「局設置遠隔收容装置設置局ごと」とし、「遠隔收容装置が」を「局設置遠隔收容装置が」に改め、同(2)を同1(3)とし、同1(1)の次に次のように加える。

(2) 局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔收容装置が收容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。

別表第二の一の表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄2を次のように改める。

2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔收容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置簡易遠隔收容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置遠隔收容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資

額を算定する。この場合、き線点遠隔收容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額

＝き線点遠隔收容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数

×き線点遠隔收容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価

+局設置簡易遠隔收容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数

×局設置簡易遠隔收容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価

+局設置遠隔收容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数

×局設置遠隔收容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価

+加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数

×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価

別表第二の一の表アナログ局内回線收容部の項算定方法の欄1(3)を同1(4)とし、同1(2)中「遠隔收容装置設置局ごと」を「局設置遠隔收容装置設置局ごと」とし、「遠隔收容装置が」を「局設置遠隔收容装置が」に改め、同(2)を同1(3)とし、同1(4)の次に次のように改める。

(2) 局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔收容装置が收容するアナログ加入者回線の数当該局のアナログ局内回線收容部数とする。

別表第二の一の表アナログ局内回線収容部の項算定方法の欄2を次のように改める。

2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数又は加入者交換機のアナログ局内回線収容部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線収容部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ局内回線収容部投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごとアナログ局内回線収容部投資額

＝き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数

×き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価

＋局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数

×局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価

＋局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数

×局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価

＋加入者交換機アナログ局内回線収容部数

×加入者交換機アナログ局内回線収容部単価

別表第二の一の表アナログ・デジタル回線共通部の項算定方法の欄1(3)を同1(4)とし、同1(2)中「遠隔収容装置設置局ごと」に「や」「局設置遠隔収容装置設置局ごと」に「ひ」「遠隔収容装置が」を「局設置遠隔収容装置が」に改め、同(2)を同1(3)とし、同1(1)の次に次のように加える。

(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。

別表第二の一の表アナログ・デジタル回線共通部の項算定方法の欄2を次のように改める。

2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額

＝き線点遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部数

×き線点遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部単価

＋局設置簡易遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部数

×局設置簡易遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部単価

＋局設置遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部数

×局設置遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部単価

＋加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数

×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価

別表第二の一の表加入者交換回線收容装置の項、中継交換回線收容装置の項、中継交換機の項及び信号用中継交換機の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表空調設備の項算定方法の欄2中「遮断及び装置設置」を「可搬設置及び装置設置」に改め、同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表電力設備（整流装置）の項、電力設備（直流変換電源装置）の項及び電力設備（交流無停電電源装置）の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表電力設備（蓄電池）の項算定方法の欄2中「遠隔及び装置設置」を「可

設置遠隔收容装置設置局の」を「遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数」を「局設置遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数」を「当該局」に改め、同欄3中「前2項」を「前3項」を「すべて」を「全て」に改め、同3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 局設置簡易遠隔收容装置設置局の蓄電池の設備量の算定

局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔收容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔收容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種類を選択する。

別表第二の一の表電力設備（受電装置）の項及び電力設備（発電装置）の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表電力設備（小規模局用電源装置）の項算定方法の欄1中「遠隔收容装置設置局ごとに」を「局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに」に改め、「当該局に設置される設備」の次に「（局設置簡易遠隔收容装置を除く。）」を加え、同欄2中「すべて

て」を「全て」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>電力設備 (可搬型 発動発電 機)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発動発電機の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発動発電機設置台数を算出する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>(1) 所要電流別可搬型発動発電機設置台数に、可搬型発動発電機規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発動発電機容量を算出する。</p> <p>(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発動発電機単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。</p>
--------------------------------------	--

別表第二の一の表機械室建物の項算定方法の欄1(1)中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、³ 同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表機械室土地の項算定方法の欄2中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、³ 同欄3中「すべて」を「全て」及び「局

ごと機械室建物投資額」や「局ごと機械室土地投資額」に於ける。

別表第二の二中

き線管路総延長	145,729	km
---------	---------	----

き線管路総延長	141,820	km
---------	---------	----

電線共同溝総延長	1,384	km
情報ボックス総延長	7,001	km

電線共同溝総延長	1,433	km
情報ボックス総延長	7,060	km

電話遠隔収容装置 (小) 最大収容回線数	2,900	回線／台
電話遠隔収容装置 (大) 最大収容回線数	2,900	回線／台
電話遠隔収容装置 (小) 使用最大回線数	0	回線

局設置簡易遠隔收容装置最大收容回線数	512	回線／台
局設置簡易遠隔收容装置最大收容低速専用回線数	23	回線／台
局設置簡易遠隔收容装置最大收容高速メタル専用回線数	3	回線／台
局設置遠隔收容装置最大收容回線数	2,900	回線／台
局設置簡易遠隔收容装置使用最大回線数	512	回線

に、

蓄電池容量算出係数（遠隔收容装置設置局、保持時間：10時間）	12.6	AH／A
--------------------------------	------	------

を

蓄電池容量算出係数（遠隔收容装置設置局、保持時間：10時間）	12.6	AH／A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔收容装置設置局、保持時間：2時間）	5.0	AH／A

に、

小規模局用電源装置1台当たりの所要面積（RT—BO X）	9	m ²
------------------------------	---	----------------

を

小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—B O X)	9	m ²
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	k V A
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	k V A
可搬型発動発電機規定容量(3)	3	k V A
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	k V A
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	k V A
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	k V A
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	k V A
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	k V A
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	k V A
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	k V A
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	k V A
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台

可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台

土地単価時点補正係数 (北海道)	0.9009	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.8911	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.8916	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.9104	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.8910	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.9029	—

土地単価時点補正係数 (福島県)	0.9131	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.9033	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.9074	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.9041	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.9235	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.9288	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9277	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9332	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.9171	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.9079	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.8977	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.9014	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.9171	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.9074	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.9209	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.9315	—

土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9397	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.9253	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.9233	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9239	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9176	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.9247	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.9182	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.8975	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.8963	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.9115	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.9176	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.9124	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.8905	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.8755	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.8885	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.9153	—

㊦

土地単価時点補正係数 (高知県)	0.8728	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9174	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.9014	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.9067	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.9148	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.9064	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.9220	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.9049	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9315	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001319	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.06627	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.06552	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03509	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01307	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.08513	—
共用建物 対投資額比率	0.009198	—

共通用土地 対投資額比率	0.008434	—
土地単価時点補正係数 (北海道)	0.8670	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.8378	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.8420	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.8947	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.8391	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.8637	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.8551	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.8550	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.8670	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.8621	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.9012	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.9089	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9156	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9219	—

土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.8897	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8853	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.8622	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.8604	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.8858	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.8742	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8972	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.9128	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9358	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.9030	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.9113	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9091	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9017	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.9113	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8986	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.8533	—

土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.8480	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.8763	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8945	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8817	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.8454	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.8038	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.8371	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.8867	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.7968	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.8958	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.8546	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.8724	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8911	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.8729	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.8968	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.8676	—

土地単価時点補正係数 (沖繩県)	0.9205	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001315	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.06569	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.07193	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03551	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01286	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.08392	—
共用建物 対投資額比率	0.008619	—
共用土地 対投資額比率	0.007509	—

構築物 対投資額比率	0.07595	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006894	—
車両 対投資額比率	0.0001152	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.005638	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	0.01785	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	0.004204	—

を

建築物 対投資額比率	0.07548	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006897	—
車両 対投資額比率	0.0001072	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.005016	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	0.01816	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	0.004161	—

22

の。

局設置遠隔収容装	局設置遠隔収容装	局設置簡易遠隔収	電力設備（小規模	電力設備（小規模	電力設備（可搬型
----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表第三様式第一中

に改め、同表様式第

融					
を					
融					
容 装 置					
に、					
局 用 電 源 装 置)					
を					
局 用 電 源 装 置)					
発 動 発 電 機)					

局 設 置 遠 隔 収					
局 設 置 遠 隔 収					
局 設 置 簡 易 遠					
電 力 設 備 (小					
電 力 設 備 (小					
電 力 設 備 (可					

二中

容 装 置											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

容 装 置											
隔 収 容 装 置											

に、

規 模 局 用 電 源 装 置 ()											
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

規 模 局 用 電 源 装 置 ()											
搬 型 発 動 電 機 ()											

に改める。

別表第四の二の表監視設備の項中

<p>伝送無線 機械</p>	<p>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 ナ、衛星通信設備 (き線点遠隔收容装置～加入者交換機間伝送のうち遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔收容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送)</p>
<p>市外線路</p>	<p>光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送設備 (き線点遠隔收容装置～加入者交換機間伝送のうち遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔收容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送)</p>

<p>伝送無線 機械</p>	<p>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 (き線点遠隔收容装置～加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔收容装置～加入者交換</p>
--------------------	---

	機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送)	
市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 (き線点遠隔收容装置～加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔收容装置～加入者交換機間伝送及び中継交換機間伝送)	

改める。

別表第四の二の表空調設備の項中「遠隔收容装置」を「局設置遠隔收容装置」に改める。
別表第四の二の表電力設備の項中

小規模局舎 用蓄電池	局設置遠隔收容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間 中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信 設備	電流比
---------------	--	-----

を

小規模局舎 用蓄電池	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、伝送装置、中 間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、	電流比
---------------	--	-----

	無線伝送装置及び衛星通信設備	
可搬型発動発電機	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比

改める。

別表第四の二の表機械室建物の項及び機械室土地の項中「遠隔収容装置」を「局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置」と改める。

別表第四の三を次のように改める。

別表第4の3（第6条関係）費用算定に用いる数値

項 目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	-3.514フェムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04496	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	677	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	304,086,009	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	281,006,409	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	288,218,784	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮城県)	302,643,534	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (秋田県)	291,103,734	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山形県)	302,643,534	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福島県)	306,970,959	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (茨城県)	332,935,509	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (栃木県)	328,608,084	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	314,183,334	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	344,475,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	358,900,060	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	373,324,810	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	348,802,734	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	306,970,959	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	319,953,234	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	321,395,709	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	324,280,659	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	353,130,159	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	330,050,559	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	327,165,609	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	335,820,459	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	334,377,984	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	327,165,609	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	327,165,609	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	334,377,984	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	347,360,259	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	331,493,034	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	340,147,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	334,377,984	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	302,643,534	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	301,201,059	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	315,625,809	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	304,086,009	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	306,970,959	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)		312,740,859	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)		305,528,484	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)		305,528,484	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)		305,528,484	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)		305,528,484	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)		306,970,959	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)		295,431,159	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)		293,988,684	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)		289,661,259	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)		285,333,834	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)		289,661,259	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)		272,351,559	円
中継交換機施設保全費対投資額比率		0.04795	—
伝送装置施設保全費対投資額比率		0.02589	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)		166,155	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)		153,682	円/km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	157, 580	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	165, 376	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	159, 139	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	165, 376	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	167, 714	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	181, 746	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	179, 407	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	171, 612	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	187, 983	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	195, 778	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	203, 574	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	190, 321	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	167, 714	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	174, 730	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	175, 510	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	177, 069	円 / km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	192,660	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	180,187	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	178,628	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	183,305	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	182,526	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	178,628	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	178,628	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	182,526	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	189,542	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	180,967	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	185,644	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	182,526	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	165,376	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	164,596	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	172,392	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	166,155	円 / km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	167,714	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	170,832	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	166,935	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	166,935	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	166,935	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	166,935	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	167,714	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	161,478	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	160,698	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	158,360	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	156,021	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	158,360	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	149,005	円 / km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	281	円 / 回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	33,541	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	31,024	円 / km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	31,810	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	33,384	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	32,125	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	33,384	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	33,856	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	36,689	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	36,217	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	34,643	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	37,948	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	39,521	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	41,095	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	38,420	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	33,856	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	35,272	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	35,430	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	35,745	円 / km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	38,892	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	36,374	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	36,059	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	37,004	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	36,846	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	36,059	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	36,059	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	36,846	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	38,262	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	36,531	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	37,476	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	36,846	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	33,384	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	33,227	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	34,800	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	33,541	円 / km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	33, 856	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	34, 486	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	33, 699	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	33, 699	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	33, 699	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	33, 699	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	33, 856	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	32, 597	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	32, 440	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	31, 968	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	31, 496	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	31, 968	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	30, 079	円 / km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	281	円 / 回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	248, 168	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	229, 395	円 / km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	235, 262	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	246, 994	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	237, 608	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	246, 994	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	250, 514	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	271, 633	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	268, 114	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	256, 381	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	281, 020	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	292, 753	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	304, 485	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	284, 540	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	250, 514	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	261, 074	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	262, 247	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	264, 594	円 / km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	288, 059	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	269, 287	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	266, 940	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	273, 980	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	272, 807	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	266, 940	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	266, 940	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	272, 807	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	283, 366	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	270, 460	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	277, 500	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	272, 807	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	246, 994	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	245, 821	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	257, 554	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	248, 168	円 / km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	250, 514	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	255, 207	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	249, 341	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	249, 341	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	249, 341	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	249, 341	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	250, 514	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	241, 128	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	239, 955	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	236, 435	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	232, 915	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	236, 435	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	222, 355	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	388, 136	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	357, 940	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	367, 376	円 / km

海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (宮城県)	386, 249	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (秋田県)	371, 151	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (山形県)	386, 249	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (福島県)	391, 910	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (茨城県)	425, 881	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (栃木県)	420, 219	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (群馬県)	401, 347	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (埼玉県)	440, 979	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (千葉県)	459, 851	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (東京都)	478, 724	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (神奈川県)	446, 641	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (新潟県)	391, 910	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (富山県)	408, 896	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (石川県)	410, 783	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (福井県)	414, 557	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (山梨県)	452, 302	円 / km

海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (長野県)	422, 106	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (岐阜県)	418, 332	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (静岡県)	429, 655	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (愛知県)	427, 768	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (三重県)	418, 332	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (滋賀県)	418, 332	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (京都府)	427, 768	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (大阪府)	444, 753	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (兵庫県)	423, 994	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (奈良県)	435, 317	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (和歌山県)	427, 768	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (鳥取県)	386, 249	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (島根県)	384, 361	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (岡山県)	403, 234	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (広島県)	388, 136	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費 (山口県)	391, 910	円 / km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	399, 459	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	390, 023	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	390, 023	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	390, 023	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	390, 023	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	391, 910	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	376, 812	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	374, 925	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	369, 263	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	363, 602	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	369, 263	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	346, 616	円 / km
管路延長 km 当たり施設保全費	70, 352	円 / km
中口径管路亘長 km 当たり施設保全費	70, 352	円 / km
とう道亘長 km 当たり施設保全費	70, 352	円 / km
共同溝亘長 km 当たり施設保全費	70, 352	円 / km

自治体管路延長km当たり施設保全費	70,352	円／km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	70,352	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.05065	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.05065	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.02068	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.1438	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	-3.5147	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04496	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.04795	—
監視設備（市外線路）市外線路延長km当たり施設保全費	9,954	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長km当たり施設保全費	1,943	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02589	—
共用建物施設保全費対投資額比率	0.02068	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—

機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03591	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.003579	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱 1本当たり道路占用料	422	円／本
管路 1km当たり道路占用料	49,447	円／km
中口径管路 1km当たり道路占用料	493,283	円／km
とう道 1km当たり道路占用料	998,617	円／km
情報ボックス 1km当たり道路占用料	5,256	円／km
自治体管路 1km当たり道路占用料	5,256	円／km
電線共同溝 1km当たり道路占用料	5,256	円／km
き線点遠隔収容装置 1台当たり道路占用料	63	円／台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—

機械設備撤去費用対投資額比率	0.001329	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.009416	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002053	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.000924	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.001329	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001044	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.001106	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.000868	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0007583	—
試験研究費対直接費比率	0.03333	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	0	円／回線
1回線当たり専用回線管理運営費	4,185	円／回線
管理共通費比率	0.1532	—
専用型速度換算係数	221	—

専用型52M收容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2106	—
中継系交換回数比例比率	0.3661	—
経済的耐用年数		
交換機	25.7	年
局設置遠隔收容装置	21.8	年
局設置簡易遠隔收容装置	13.5	年
伝送装置	17.9	年
き線点遠隔收容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	27	年
地下メタルケーブル	36.2	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年

電柱		21.2	年
管路		58.8	年
中口径管路		58.8	年
とう道		75	年
共同溝		75	年
電線共同溝		58.8	年
無線アンテナ		24.3	年
無線鉄塔		24.3	年
空調設備		9	年
電力設備 (電源装置)		6	年
電力設備 (発電装置)		15	年
電力設備 (受電装置)		9	年
可搬型発動発電機		15	年
機械室建物		24.1	年
監視設備 (総合監視)		9	年
監視設備 (加入者交換機)		10.6	年

監視設備 (中継交換機)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	12.8	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

局 設 置 遠	局 設 置 遠	局 設 置 簡
---------	---------	---------

別表第五中

									隔収容装置
--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

を

									隔収容装置
									易遠隔収容装置

に改める。

--	--	--	--	--

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第八項に次の一号を加える。

八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること。

附則第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十三項中「前項各号の」を「前項第一号から第四号までの」に改め、「遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの」の下に「及び附則第八項第八号、附則第十項第六号及び前項第五号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの」を加え、「現に事業者が設置する遠隔收容装置設置局」を「現に事業者が設置する局設置遠隔收容装置設置局」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

- 2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができ。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十五年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

6 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、別表第一の一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第一の二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、新規則の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

7 前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関

連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であつて、新規則第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

二 平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

三 平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。